

高額な医療を受ける際の限度額適用認定証 申請は原則不要です

☎ 国民健康保険加入者Ⅱ国民健康保険課(☎27)2735)
後期高齢者医療制度加入者Ⅱ年金医療課(☎27)2739)

限度額適用認定証は原則不要

入院などで医療費が高額になる場合に、医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示すれば、医療機関での1カ月の支払いが自己負担限度額までとなります。

ただし、オンライン資格確認の仕組みを導入済みの医療機関では、マイナ保険証、健康保険証または資格確認書を提示し所得区分の情報提供に同意すれば、医療機関がオンラインで負担区分を確認できるため、限度額適用認定証を持っていなくても医療費の支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

オンライン資格確認を利用できない医療機関から限度額適用認定証の提示を求められた場合は、限度額適用認定証の交付申請をしてください。※国民健康保険税の滞納がある場合は滞納分を納付する必要があります※世帯内で所得の未申告者がいる場合、適切な所得区分が反映されませんので、申告をしてください

後期高齢者医療制度に加入している人

後期高齢者医療制度では、限度額適用認定証の新規発行を終了しました。代わりに限度額情報を記載した資格確認書を交付します。

7月末までの限度額適用認定証を持っている人には、7月中旬ごろに限度額情報が記載された資格確認書を郵送します。新たに限度額情報の記載を希望する場合は申請が必要ですが、オンライン資格確認を利用すれば申請は必要ありません。

住民税非課税世帯で長期入院中の

住民税非課税世帯の人で、過去12カ月の入院日数が90日を超えた場合は、申請により入院した際の食事代の負担が減額されることがあります。詳しくは問い合わせてください。



福祉医療制度を知っていますか



▲市HP

☎ 年金医療課(☎27)2740)

福祉医療制度は加入する健康保険で医療機関を受診した際、医療費の自己負担分を市が助成する制度です。

認定には申請が必要です

福祉医療制度の対象は、下表の資格要件を満たす人です。認定を受けていない人は申請をしてください。申請は年金医療課・各支所市民サービス課で受け付けています。受給資格者には「福祉医療費受給資格者証」または「福祉医療費受給資格者承認通知書」が交付され、医療機関で電子資格確認または資格確認書などと一緒に提示することで、医療費の自己負担分が助成されます。

福祉医療制度の利用方法

【県外で受診する場合】

電子資格確認または資格確認書などと一緒に、福祉医療費受給資格者証などを医療機関の窓口で提示すると自己負担分が無料になります。※高額な医療費になる治療を受ける場合は、健康保険者が発行する「限度額適用認定証」を医療機関に掲示するか、電子的確認を受けてください

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険 保険税(料)の通知書を郵送します

☎ 国保税Ⅱ国民健康保険課(☎27)2736)
後期高齢者医療保険料Ⅱ年金医療課(☎27)2739)
介護保険料Ⅱ介護保険課(☎27)2742)

国民健康保険税(国保税)の納税通知書と、後期高齢者医療制度・介護保険の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。保険税(料)は、定められた納期限までに納めましょう。

納付の方法・納期

保険税(料)の納付方法には、口座振替や納付書で納付する普通徴収と、年金からあらかじめ差し引いて納付する特別徴収があります。普通徴収の納期は下表のとおりです。特別徴収の場合は年金支給月(年6回)の年金から差し引きます。

保険税(料)などの相談を電話で受け付けます

保険税(料)の内容や制度に関する質問や相談を、電話で受け付けます。保険税(料)の通知書を用意の上、電話をしてください。通知書発送後は窓口が混雑し、待ち時間が長くなる

支払いに困ったら相談を

災害など特別な事情で一時的に保険税(料)が支払えなくなったときは、分割納付や一定期間の納付猶予、減免などを受けられることがあります。早めに相談してください。

保険税(料) 普通徴収の納期

納期	納期限(口座振替日)
1期	7月31日(木)
2期	9月1日(月)
3期	9月30日(火)
4期	10月31日(金)
5期	12月1日(月)
6期	12月25日(木)
7期	令和8年2月2日(月)
8期	令和8年3月2日(月)

福祉医療制度一覧表

対象	資格要件		申請に必要な物
子ども	18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで		健康保険の情報
ひとり親	①18歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭 ②18歳未満の父母のない子ども ※①②ともに18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。 4月1日生まれば18歳の誕生日の前日まで		健康保険の情報・親の戸籍謄本・所得税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)・結婚していない証明とその日本語訳(外国籍の人)
重度の障害者 (所得基準を満たす人)	身体障害者手帳1級または2級の人		健康保険の情報・身体障害者手帳
	障害年金1級の人		健康保険の情報・年金証書
	特別児童扶養手当1級または2級の人		健康保険の情報・特別児童扶養手当受給証明書・有期認定通知書または有期解除通知書
	療育手帳A判定・B1判定の人、B2判定で18歳未満の子ども ※B2判定は18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。 4月1日生まれば18歳の誕生日の前日まで		健康保険の情報・療育手帳
	障害年金1級程度の障害で障害年金を受給できない人		健康保険の情報・所定の診断書
精神疾患での受診者	通院	自立支援医療費の受給者	健康保険の情報・自立支援医療受給者証
	入院	精神保健指定医により入院加療の必要があると診断され、本人、配偶者および世帯主の市民税の合計額が23万5,000円未満の世帯に属する人	健康保険の情報・本人、配偶者、世帯主および被保険者の市町村民税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)

※課税年度の1月1日に本市に住所がない人は市町村民税の課税状況が確認できる物が必要です
※健康保険の情報は、保険証や資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータルの資格情報画面・PDFなどを提示してください

医療費の抑制に協力してください

福祉医療制度でかかる医療費は、皆さんの税金で支払われます。「早期の受診・治療、薬剤の適正な服用」「重複受診・頻回受診を避ける」「ジェネリック医薬品を希望する」など、協力をお願いします。

